

## 別紙 1

### 新ごみ処理施設の候補地選定に係る経緯について

平成 27 年 11 月 30 日  
天 理 市

#### 1. これまでの経緯

天理市では、昭和 57 年に建設した現クリーンセンター（嘉幡町）について、平成 12 年に焼却炉の入れ替えを含む大規模改修を行いましたが、その後老朽化が進み、年間の修繕費用が毎年 1 億円以上に上っていること、また平成 36 年には焼却炉の耐用年数を超えることから、早急に持続可能なごみ処理体制を確保することが近年の課題でした。

市役所担当部門では、現施設の敷地周辺や他地域での建て替えを含めて継続的に検討を行っていました。平成 23 年度には、一旦、大規模修繕による長寿命化を図ることとし、長寿命化にかかる予算を約 19 億円、その後の新設にかかる予算を約 60 億円と試算し、ごみ減量や財源を確保するためにごみ袋有料化に向けた市民説明会等を平成 25 年 6 月から 9 月にかけて実施しました。

ところが、平成 25 年 10 月以降の検証の結果、焼却炉全体の大規模修繕が必要であること等から長寿命化に約 44 億円、現在の枠組み（天理市、山添村、川西町、三宅町）での新設に約 84 億円が見込まれるとの従来の想定より大幅増額となる試算が出されました。

また、新設には候補地を選定した時点から、環境影響評価を含め、10 年近い準備期間を要し、耐用年数を超える平成 36 年に新しい施設を稼働するためには数年のうちに準備に着手する必要があることが明らかとなつたため、長寿命化による対応は一時しのぎに過ぎないことから建設費用及び将来の維持管理費用の市負担も考慮して、改めて新設の可能性を検討することとしました。

平成 26 年度に過去の候補地検討の内容も踏まえた選定を行い、地権者と協議を行った上、平成 27 年 3 月以降、候補地周辺の関係自治会等への説明や近隣施設への視察等を実施しているところです。

#### 2. 焼却施設候補地選定にあたって考慮した点

- ・現に、宅地や農地等の明確な用途に活用されていない点が、地権者との間で確認されている、10,000 m<sup>2</sup>以上の面積を有する土地であること。
- ・土地利用に関する法令（都市計画法、建築基準法、自然公園法など）の規制がクリアできる土地であること。
- ・現状で概ね平坦な土地であり、大規模な森林伐採や造成などが必要でないこと。

・市内及び連携自治体からの運搬において利便性があり、ごみの収集運搬に係る費用が過度に高額でなく、また道路アクセスが整備済みであって、渋滞等により地域の市民生活に与える影響が抑制される立地であること。

・土砂災害や洪水災害の危険性が他の地域に比べて低く、今後大規模な地震の揺れに見舞われる可能性が低い土地であること。

※粗大・リサイクル施設については、運用上の効率を考え、焼却施設に至近の土地を候補としています。

### 3. 具体的な市内での検討内容

上記2. の諸条件を当てはめる上で、特に以下の地域についての検討を行った結果、現在の候補地を現在の焼却施設が使用可能な間に、新施設の稼働が開始できる現実的な選択肢として、現候補地がただ一つの候補との結論に至りました。

#### (1) 現クリーンセンターの敷地及び周辺地域

・現在の施設を全て撤去し、平地にした場合には新施設の建設も可能ですが、この場合、取り壊しから稼働までに4年間もかかるため、日々排出されるごみ処理を中断することなく続けるためには、現施設を稼働させながら新施設を建設しなければならず、収集車両の運行等の運用も考慮すると現クリーンセンターの敷地の空地部分では新設は不可能です。

・国道24号線の西向かいに市有地がありましたが、過去の塵芥が埋伏しているため、民間企業に掘り起し工事等は行わないことを条件に駐車場として平成21年に売却しました。

・敷地東側の小島町方面の農地については、平成11年当時、リサイクル施設の用地（現在のクリーンセンターでは、建屋でのリサイクル施設がなく、一部野積みや屋根で覆っただけの構造のため）として買収を打診したところ、営農継続等のため協議が成立しなかった経緯があり、平成26年以降の再度の新設案検討の時期においても、以前と同様に営農意欲が確認されたことから、引き続き用地確保ができない状況でした。（小島町より[ ]及び[ ]の確認が取れています）

#### (2) 福住校区をはじめとする高原地域

・山間部については、先ず候補地までの道路アクセスがある程度確保されていることが必須であり、概ね天理王寺線、天理環状線、国道169号線の近辺地区に限定されます。

・また土地造成にかかる費用が大きな課題になりました。このことは、市が工業団地として期待していたグリーンテクノ福住が長年の間活用できずにい

たことが例証しており、同地は結果的に高低差の解消を要せず比較的地形をそのまま利用しやすいメガソーラー発電の用地として、平成25年から経済産業省への申請手続きが開始され、平成26年8月には事業者との間で20年間の賃貸借契約が締結されたところです。

- ・さらに山間部で新施設を建設した場合、市内各地でゴミを集めた収集車両の大半にとって、名阪国道ないし国道25号線での移動距離が大幅に伸び、可燃ごみを収集するには、1日平均のべ35台分の往復が必要なところ、現在の稼働台数7台を、運搬時間の都合上12台に増やさなければなりません。人件費等を含めた収集運搬にかかる費用は、約1億円増加します。また不燃・資源ごみ等で約2千万円増加するため、現在の年間費用約2億4千万円から、1.5倍に収集運搬費用が増大することになり、大きな財政負担となります。
- ・加えて、名阪国道ないし国道25号線は積雪や凍結により、主に冬期には名阪国道の通行止めが年3回程度ありごみ収集が出来ない日が生じるだけでなく、降雪があれば道路事情が悪くなりごみ収集に遅延などの支障も出ます。また、クリーンセンター場内においても積雪への対応や職員の管理体制にも支障が出ることから市民生活への影響を考慮する必要がありました。
- ・以上の過去からの検討内容を、平成26年に改めて総合的に考慮し、また、関係法令上開発可能で、大規模な造成が概ねなされており、地権者の同意を得られる見込みの土地もないことから、高原地域は候補地の対象とできないと判断しました。

### (3) 市平坦部

- ・収集運搬の都合上、市内の主要幹線道路である、国道169号線、24号線、市道天理王寺線、県道天理王寺線、市道田櫟本線の沿線で検討しましたが、上記2.に掲げる現に宅地や農地等の明確な用途に活用されていない点が、地権者との間で確認されている（或いは、地権者が近々に所有権の移転を想定していると判断できる）10,000m<sup>2</sup>以上の面積を有する土地で、関係法令上規制がクリアでき、現状で概ね平坦な土地である等の諸条件に適う土地は、現在の候補地以外に見当たりませんでした。

### 4. リサイクル施設候補地

- ・リサイクル施設候補地については、平成27年春時点で、焼却場候補地の北向かい斜面を想定していたところ、平成27年6月以降の検証の結果、道路や周辺池との高低差、水路の大幅付け替えの必要性等から、適地ではないと判断しました。

その後、他の候補地が見つからず、一時は現在のクリーンセンター施設内に機能を残さざるを得ない状況でしたが、検討を続ける中、9月になり、名阪側道に沿った駐車場、グラウンド等に利用されている約20,000m<sup>2</sup>の土地につき地権者の皆さまとの間で使用できる目途が立ち、焼却施設との一体的な運用と立地条件を考慮した結果、候補地としました。約20,000m<sup>2</sup>もの土地がこの時点に活用可能になったことは、現在の賃借事業者の経営状況という突発的かつ例外的な事由によるものであり、現在のクリーンセンターが稼働可能な間に新施設を確保する必要性を踏まえれば、予見可能な期間内に同様の事例を期待することはできません。

なお、予定しているリサイクル施設は化学反応を伴うプラスチック溶融などは、行いません。（プラスチック製容器包装の圧縮処理についての考え方は、要望⑦への回答及び別紙4参照）

また、敷地外縁部には緑地帯を確保する他、雨水が高瀬川に一度に流出することがないよう千トン単位の調整池を設置することを想定しており、名阪側道と高瀬川に挟まれた地域の保水力に乏しい現状と比較した場合、洪水調整機能はむしろ強化することができると考えています。

5. 広域ごみ処理に参加を検討している市町村は以下のとおりです。なお、下線で表示している市町村は、現在の枠組みの市町村です。

●可燃ごみ処理に参加を検討している市町村（10市町村）

- ・大和高田市 ・天理市 ・山添村 ・三郷町 ・安堵町  
・川西町 ・三宅町 ・上牧町 ・広陵町 ・河合町

●不燃・粗大ごみ及び資源ごみ処理に参加を検討している市町村（7市町村）

- ・天理市 ・山添村 ・安堵町 ・川西町 ・三宅町 ・上牧町 ・広陵町  
(山添村は不燃・粗大ごみのみ参加を検討)

※大和高田市、三郷町及び河合町は可燃ごみのみ参加を検討